

令和元年度第6回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和元年9月9日

場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室

令和元年度第6回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室

2. 開会日時 令和元年9月9日（月） 午後1時30分

3. 閉会日時 令和元年9月9日（月） 午後2時55分

4. 出席農業委員（14名）

1番	乙部繁作君	2番	沼尾京子君
3番	蛭名勲君	4番	蛭沢清子君
6番	竹内勝子君	7番	米内山寧夫君
8番	高松克彦君	9番	沢田兼美君
10番	中野一男君	11番	甲地武彦君
12番	木村豊三郎君	13番	甲地俊隆君
14番	新山忠幸君	15番	小野寺正八君

5. 欠席農業委員（1名）

5番 沼尾幸一君

6. 出席農地利用最適化推進委員（3名）

花向町 野田亮広君 上野（上） 蛭名賢一君

7. 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

旭 笹倉隆悦君 甲地 岡山粕男君
千代畑 江刺家栄作君

8. 会議に付した案件

- 報告第14号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第20号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第21号 東北町農用地利用集積計画の決定について

9. 議事録署名委員

3番 蛭名 勲 君 15番 小野寺 正 八 君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 蛭 澤 博 幸 事務局 主 事 荒 木 浩 美

11. 書 記

事務局 副 参 事 河 島 徳 悦

(全員起立で挨拶を行う。)

事務局長 (蛭澤博幸君) 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。「こんにちは」着席願います。

事務局長 (蛭澤博幸君) ただいまから、9月2日に招集通知しました、第6回東北町農業委員会総会を開催いたします。本総会の出席委員は、14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。尚、農地利用最適化推進委員2名の出席があります。本日、5番 沼尾 幸一委員、 番 委員 番 委員 番 委員 より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長 (乙部 繁作君) (会長あいさつ省略) 以上です。

事務局長 (蛭澤博幸君) ありがとうございます。それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より議事進行をお願いします。

それでは、しばらくの間、議長を努めさせていただきます。

会長 (乙部 繁作君)

(開 議)

議長 (乙部 繁作君)

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。総会の提出案件は、**報告3件、議案3件**であります。充分なるご審議をお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議事録署名者の指名・書記の任命)

議長 (乙部 繁作君) **日程第 1** 議事録署名者の指名及び書記の任命についてを、議題とします。

お諮りします。

議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

議事録署名者には、**3番 蛭名 勲 委員、15番 小野寺 正八委員**を指名いたします。

なお、書記には、河島 副参事を任命いたします。

(会期の決定)

議長 (乙部 繁作君) **日程第 2** 会期の決定についてを、議題とします。
総会の会期は、本日一日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

異議なしと認め、総会の会期は、本日一日とすることに決定しました。

議長 (乙部 繁作君) **日程第 3 報告第 1 4 号** 農地の転用事実に関する照会について、を議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局 長 1 ページをお開きください。

(蛭澤博幸君) 報告第 1 4 号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、
現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告する
ものです。

尚、現地確認は、9月2日、委員2名(米内山 寧夫 委員 及び、
蛭名 賢一 農地利用最適化推進 委員)と事務局職員2名により
遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認していま

事務局長 　　す。
（蛭澤博幸
君）

2 ページをお開きください。

受付番号 23 番～30 番まで　8 件について説明いたします。

（事務局受付番号 23 番～30 番 8 件朗読説明省略）
以上、8 件です。

議長（乙部 　　ただいま、事務局より報告第 14 号の朗読及び説明がありました。
繁作君）　　ご質疑等ありませんか。

委員（木村 　　29 番さん。息子が獣医さんで牛の経営もやっているんだけど農振地域
豊三郎君）　　内でも宅地だということは状況的にどういう感じですか。建物が満杯に建
って誰が見ても宅地とか、見てきた人は誰ですか。

事務局長 　　確認頂いたのは、米内山委員と蛭名賢一推進委員と私と副参事の河島で
（蛭澤博幸 　　す。現況を申しますと、実は、ここは先月に隣の転用申請が挙がった場所
君）　　なんですよ、牛舎を建てるという事で、県に提出していろいろやり取りを
した際に道路の反対側に牛舎棟があるでしょと、牛舎棟が畑に建っている
のではないかとご指摘を受けました。当然、畑に建っているのであれば違
法転用という形になるので、もしかして昭和 56 年に所有権が移っている
のでその当時、転用の許可申請を出して許可を受けているのであればよろ
しいですよ、とのご回答を得たんですけども本人も、県も農業委員会の
ほうも古い事案なので資料がありませんでした。それで県と相談した結
果、それであれば改めて転用の申請をするか、地目を変えてください。畑
から宅地なり原野にという形で地目を変えるよう指導がありまして小比
類巻さんと協議の結果、地目変更をすると、回答を頂きまして法務局の方
に地目変更の申請を出された。現況に関しては牛舎、堆肥場等が 1 万平米
という広い土地なんですけども建っていると、確かに畑ではないし、農地
ではないと判断してまいりました。以上です。

委員（木村 　　何年くらいか前にこの人から牛舎を建てたいという事で現地確認の記
豊三郎君）　　憶があるです。前の局長の時に、それもこの宅地の中の一部できちんと許
可を得ているんだよな、それも宅地の中にあっただろうな。

委員（高松 　　木村さんと同じ質問でした。29 番、の名前が間違っています。〇〇の

克彦君) 朗が間違っています。それからですね、27番、塔ノ沢山84-1はどこですか。

事務局長 (蛭澤博幸君) 29番につきましては大変申し訳ありません。〇〇に訂正させていただきます。27番の場所については、沼辺自動車近くで、緑町町内となります。

議長 (乙部 繁作君) その他質疑はありませんか
(質疑なしの声)

質疑なしと認め、報告第14号は原案のとおり報告済と致します。

議長 (乙部 繁作君) **日程第4 報告第15号** 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてを、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 (蛭澤博幸君) 4ページをお開きください。
報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

5ページをお願いします。
(事務局 25番から26番、2件朗読説明省略)
以上、2件です。

議長 (乙部 繁作君) 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしのとき)

質疑なしと認め、報告第15号は、原案のとおり報告済みといたします。

議長 (乙部 繁作君) **日程第6 報告第16号** 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 6ページをお開きください。
(蛭澤博幸 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理
君) について、農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

7ページをお願いします。

受付番号1番から4番4件について説明します。

(事務局受付番号1番から4番4件を朗読説明省略)
以上4件であります。

議長(乙部 ただいま、事務局より報告第16号の朗読及び説明がありました。
繁作君) ご質疑等ありませんか。

(質疑なしのとき)

質疑なしと認め、報告第16号は、原案のとおり報告済みと致します。

議長(乙部 **日程第6 議案第19号** 農地法第3条第1項の規定に基づく農
繁作君) 業委員会の許可についてを 議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 9ページをお願いします
(蛭澤博幸 議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の
君) 許可について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり、(1)所有権移転4件、地上権設定3件許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

10ページをお願いします。

所有権移転(4件)及び地上権設定(3件)について説明いたします。

(事務局 受付番号15～18番、4件及び地上権設定3件を朗読
説明省略)

事務局長 以上、所有権移転4件及び地上権設定3件であります。
(蛭澤博幸君)

議長(乙部 繁作君) 只今、事務局より、所有権移転、受付番号15番～18番4件、地上権設定3件の説明が終わりました。

本案について、ご質疑等ありませんか。

委員(新山 忠幸君) 地上権の設定について少し詳しく、私も初めてのようになりますので教えて下さい。

事務局長 後で関連で転用の5条申請も一緒に挙げてありますけども、転用申請が普通の太陽光でなく営農型の太陽光という事になります。営農型というのは上に太陽光の設備をやって下で営農をすると、畑を営むと、いう施設なんですけどそれに伴ないまして地上権を設定して借りる人が借主に対して他の工作物とかは建ててはいけません。地上権の設定を行うものです。

委員(新山 忠幸君) 借りる人が経営面積0でも問題がないということですか。

事務局長 差支えありません。借りる人が営農する訳ではありません。貸付人がそのまま営農します。
(蛭澤博幸君)

議長(乙部 繁作君) そのほか質疑はありませんか
(質疑なしのとき)

異議なしと認め、議案第19号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長(乙部 繁作君) **日程第7 議案第20号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題とします。**
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 13ページをお願いします。
(蛭澤博幸 議案第20号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、受付番号9番～20番12件について、現地調査が行われております。

14ページをお願いします。
尚、申請箇所的位置等は、17ページから25ページのとおりです。

(事務局 受付番号9番～20番12件、朗読説明省略)

以上12件です。

議長(乙部 ただいま、事務局より、説明が終わりました。
繁作君) これには、現地調査が行われていますので米内山 寧夫 委員より現地調査の報告をお願いします。

委員(米内 14ページの^{ちんたいしゃくけん}賃貸借権設定 9番から17番の申請地は、
山寧夫君) 申請地は9月2日に 農地利用最適化委員 蛭名 賢一委員及び事務局と現地に行き、^{かりびと}借人 及び、^{かしびと}貸人 立会いのもと現地調査を行いました。

尚、^{かりびと}借人 、 貸人の代理も兼ねております。

申請地は、東北町分庁舎より、南東へ約9kmの距離にあり

鶴ヶ崎集落の北側に広がる、^{のうぎょうしんこうちいきせいび}農業振興地域整備計画における^{のうようちくいき}農用地区域に指定された区域に位置しております。

現況においては、^{きょうかい}境界が明確であり、また、^{じやり}砂利の^{さいしゅ}採取計

画の^{せこう}施行にあたっては、隣接地の^{ほうかい}崩壊などを防止するため、
掘削^{くっさく}区域までの一定の距離を隔てた、保安^{へだ}距離^{ほあん}を設けると共に
防護^{ぼうごさく}柵等を設置し、採取^{さいしゅ}時に発生する汚濁^{おだくすい}水については、掘
削地に貯め浄化し、適当な日数^{たいりゅう}の間滞留させ、適切な水質の
水を町道側溝に排出する^{そち}措置^{こう}を講ずるなど、周辺に被害を及ぼ
す^{えいきょう}影響はないと判断されます。

さらには、事業完了後、速^{すみ}やかに農地^{ふくげん}に復元する^{せいやく}誓約がな
されていることから、許可相当と判断してまいりました。

以上、報告いたします。

議長（乙部 次^すの3件につきましては、7月2日に沼尾 幸一委員が現地確認
繁作君） しておりますが、本日欠席のため事務局より報告お願い致します。

事務局長 次に、18番の申請地は7月2日に 農地利用最適化委員
（蛭澤博幸 蛭名 賢一委員及び事務局と現地に行き、申請者 借人及び貸
君） 人 代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は、東北町役場分庁舎から西へ約7.5kmの距離に
あり、農業振興地域整備計画における農用地区域に指定された
区域内です。周辺は一団の農地内に位置するが、転用の目的は、
一時転用の営農型太陽光発電施設建設であり、営農に関しては、

たまねぎを作付けする計画である。

現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響はないとみて、許可相当と判断してまいりました。

事務局長
(蛭澤博幸君)

次に、19番の申請地は7月2日に農地利用最適化委員 蛭名 賢一委員及び事務局と現地に行き、申請者 借人 申請者貸の代理人 立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は、東北町役場分庁舎から北へ約3.4kmの距離にあり、第1種農地区域内に位置する。周辺は一団の農地内(田)に囲まれた地区で、転用の目的は、一時転用の営農型太陽光発電施設建設であり、営農に関しては、たまねぎを作付けする計画である。

現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響はないとみて、許可相当と判断してまいりました。

事務局長
(蛭澤博幸君)

次に、20番の申請地は7月2日に農地利用最適化委員 蛭名 賢一委員及び事務局と現地に行き、申請者 借人 申請者及び貸人 代理人 立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は、東北町役場分庁舎から南東へ約2.6kmの距離にあり、第1種農地区域内である。周辺は一団の農地内に位置

事務局長
(蛭澤博幸君) するが、一時転用の営農型太陽光発電施設建設であり、営農に
関しては、ねぎを作付けする計画である。

現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影
響はないとみて、許可相当と判断してまいりました。

以上、報告いたします。

議長(乙部
繁作君) ご苦労さまでした。

ただいま、7番米内山 寧夫 委員、及び事務局より現地調査の
報告が終わりました。

本案について、ご質疑等ございませんか。

委員(米内
山寧夫君) 柱の部分だけを、転用するということですか。

事務局長
(蛭澤博幸君) 米内山委員がお話するように、柱を建てる基礎部分その部分が50本な
り60本なりその分だけが転用になります。残った農地についてはそのま
ま貸付人が耕作するものでございます。

委員(米内
山寧夫君) これは、面積とかをきちんと測ってでてくる訳ですね。

事務局長
(蛭澤博幸君) 5条申請の中で全体の面積と括弧書きで転用面積を表示しており、次で
説明したいと思います。

委員(番甲
地俊隆君) 賃借料のお話をすればどのような状態でやっているんですか。

事務局長
(蛭澤博幸君) 賃借料については申請書の中ではうたっておりません。

君)

委員（甲地 貸主が無償でその下を作付けする条件でお金を取らないのですか。
俊隆君)

事務局長 地上権の中で10年間で30万円で3件とも同じです。和田さんと内山
（蛭澤博幸 さんは10年で、沼田さんは3年です。
君)

委員（蛭名 10年と3年の違いは？
勲君)

事務局長 営農型の太陽光発電は転用は最長で3年でした。昨年に法が一部改正さ
（蛭澤博幸 れまして10年までの延長を認めることとなりました。条件につきましては
君 は認定農業者の認定を受けている農家とか。担い手許可農家とか申請地が
第2種及び第3種農地である場合は10年間でよいという基準があるの
ですが18、19番は認定農業者の認定を受けています。20番については
受けていなく、第1種農地なので3年間となります。3年間で30万円
となっていますが3年ごとの更新ができますので10年間、会社との本人
とのやり取りだと理解しております。

委員（甲地 これを見ますと、中国、外資系の会社だと思いますけれど太陽光パネル
俊隆君) は10年が寿命と聞いておりますが、例えば優良農地が太陽光パネルにな
っているんですが、この会社が撤退した場合は、その契約書の中に条件と
して全部撤去することをもりこむとかしないと、残った農地が撤去経費も
掛かるし、パネルの解体費用もかかると、そういう部分あるので契約等を
きちんとやってもらいたい。

14：27分 休憩

14：39分 再開

委員（高松 16ページの賃借権、貸借権とありますけれど太陽光に関してですけれ
克彦君) ども先ほどの3条の地上権と賃貸借権と5条申請の許可これは3点セッ
トとなるのか、賃貸借権設定が地上権と変わるのか、そこを教えてください。
それから、申請人の一時転用が3年間ですけれども太陽光の特別扱いで
10年なんですけれども12年まで延長できるのか、営農型太陽光発電1
0年間で地上地権なり5条申請した場合に営農しているかどうかの確認
はどういう形で確認するのか教えてください。

事務局長 賃借権設定ですが、5条申請の中に所有権移転、賃借権設定に分かれて
(蛭澤博幸 君) おります。今回は貸し借りで借りる事となりますので賃借権の設定で表示
しております。また、地上権とは別です。

申請人の3年ですが、先ほど説明しましたが今まで3年でしたが条件が
整えば10年になりますよと、担い手、認定農業者資格者であれば10年
ですが申請人は通常の3年で、3年が一区切りですので更新は可能です。

確認については、県に毎年収量を報告する義務があります。毎年当町を
通じて報告します。

14:43分 休憩

14:51分 再開

議長(乙部 そのほか質疑はありませんか
繁作君)

(異議なしのとき)

異議なしと認め、議案第20号は、原案のとおり許可することに
決定し、許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議長(乙部 **日程第8 案第21号** 東北町農用地利用集積計画の決定につい
繁作君) てを 議題とします。

事務局より事案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 26ページをお願いします。

(蛭澤博幸 君) 議案第21号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北
町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知が
ありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
より、農業委員会の決定を求めるものであります。

27ページをお願いします。

農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会へのお
願いの文書であります。

事務局長 28ページをお願いします。
(蛭澤博幸 農地売買等事業による所有権の設定各筆明細書(所有権の移転)
君) について、説明いたします。
なお、所有権移転は、農地中間管理事業によるため、利用権の設定
を受ける者は、公益社団法人あおもり農林業支援センター、であり
ますので、氏名、住所については、省略させていただきます。
(事務局 受付番号10番、1件、朗読説明省略)

以上1件です。

議長(乙部 ただいま、事務局より説明が終わりました。
繁作君) 本案について、ご質疑等ありませんか。

(異議なしのとき)

異議なしと認め、議案第21号は、原案のとおり承認することに
決定しました。

議長(乙部 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
繁作君)

第6回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

午後14時55分 閉会

